

○八千代市環境基本条例

平成 10 年 11 月 24 日

条例第 30 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策等(第 8 条—第 18 条)

第 3 章 環境の保全に関する推進体制等(第 19 条・第 20 条)

第 4 章 八千代市環境審議会(第 21 条)

附則

八千代市は、印旛沼を望む新川をはじめとする豊かな自然環境のもと、先人の英知と努力を受け継ぎながら調和のとれたまちづくりを進めてきた。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、従来の環境行政の枠組みだけでは対応しにくい都市・生活型の公害の発生や身近な自然の減少など、様々な問題が顕在化してきており、さらに私たちの日常の生活や都市の活動そのものが、地球規模で環境に影響を与えてきていることから、一人一人が環境に配慮した新たな対応が求められている。

もとより、恵み豊かな環境は、私たちにとってかけがえのないものであり、これをより良い状態に保全し将来の世代へ引き継いでいくことは、私たち市民の願いであり、責務である。

私たちは、日常の生活や都市の活動のあり方を身の回りから見つめ直し、市、事業者及び市民のすべての者の協力によって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海

洋の汚染，野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって，人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち，事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染，水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)，土壤の汚染，騒音，振動，地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって，人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は，現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ，その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は，社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって，健全で恵み豊かな環境を維持しつつ，持続的に発展することができる社会の構築を旨とし，環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は，環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され，生物の多様性が確保され，及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより，地域の自然，文化，産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は，すべての者が自らの課題として認識し，あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は，前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり，環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し，及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動を行うに当たっては，これに伴って生ずる公害を防止し，環境への負荷の低減に努め，又は自然環境を適正に保全するため，その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は，基本理念にのっとり，環境の保全上の支障を防止するため，物の製造，加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって，その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前 2 項に定めるもののほか，事業者は，基本理念にのっとり，環境の保全上の支障を防止するため，物の製造，加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって，その事業活

動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(施策等の公表)

第7条 市長は、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を定期的に公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 公害の防止策を進め、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等により、環境への負荷の小さな社会の実現を図ること。
- (3) 野生生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系の確保に努めるとともに、森林、農地、谷津等の適正な保全及び地域に応じた緑化の推進を図り、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (4) 河川等の水辺地の環境の適正な保全及び整備を図るとともに、水と緑に配慮した都市基盤の整備を推進すること。
- (5) 地域の特性をいかした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成等を図り、もって潤いと安らぎのある生活環境を創造すること。

(環境保全計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、八千代市環境保全計画(以下「環境保全計画」という。)を定めなければならない。

2 環境保全計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境保全計画を定めるに当たっては、あらかじめ、八千代市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境保全計画の変更について準用する。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第11条 市は、環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定を締結するように努めるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する活動を行うこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、その活動を行う者に対して適切な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第13条 市は、環境の保全に関する施策に市民等の意見が反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第14条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を

保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 環境の保全に関する推進体制等

(施策の推進体制の整備等)

第 19 条 市は、その機関相互の緊密な連携を図り、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、民間団体等と協力して取り組むことができるように必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 20 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第 4 章 八千代市環境審議会

(環境審議会)

第 21 条 環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、八千代市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 市長は、次に掲げる事項を審議会に諮問しなければならない。

(1) 環境保全計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 4 人以内

(2) 事業者の代表者 4 人以内

(3) 市民 4 人以内

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 20 条例 20・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この条例施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 21 条第 5 項の規定にかかわらず、平成 12 年 6 月 1 日までとする。

(八千代市公害防止条例の一部改正)

3 八千代市公害防止条例(昭和 47 年八千代市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 20 年条例第 20 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 15 日から施行する。